

學

又ハ不穩又書ヲ貼付スル等不穩ノ言動アリ
之を名者五名同所ニ於テ檢束

(四) 第一回演説會 十七日午後七時ヨリ大島労働會館
ニ於テ開會聽衆約百八十名年士九名八時廿分ニ至
リ所論ニ獲ニテ中止ヲ命ジタルニ場内喧嘩ヲ極メ
タルヲ以テ解散ヲ命ス 無事退散

(五) 第二回演説會 廿日午後七時ヨリ大島町寄席
大島俱樂部ニ於テ開會聽衆百五十名年士廿二
名(中十二名ノ年論中止)九時退閉會

(六) 解雇手当發表 会社ハ職工側要求事項ノ一ツル
解雇手当退職手当及傷病者ニ對スル手当ニ關スル
規定ヲ二十日附發表シタルカ職工側ハ之ニ満足セス

(七) 夏二十三名解雇 二十三日収主十人者十三名ニ對シ

1925 解雇
1120 手当
1120 發表

解雇週知状ヲ發ス

(一) 軟派職工被害 三十一日硬派職工數名ハ軟派職
工南彌一ヲ其宅ニ訪ヒ裏切的行動ヲ為セルヲ詰
問シテ同人ノ顔面ヲ殴打セリ

(二) 第三回演説會 十一月一日午後七時廿分ヨリ深川
区本村町寄席日木俱樂部ニ於テ開會聽衆
約二百廿三名(日中廿十六名)十時四十分閉會
會

(三) 交渉ニ纏ラス 發生以來職工代表者ト会社
側ト交渉ヲ重ヌルコト數回ニ及ヒ結果会社側ノ
規定發表トナリタラス職工側返是也ス其ノ後添テ
テ數次交渉ヲ重ネタラス致矣ヲ見出ス能ハス否ニ
未タ纏ラス